

自転車ヘルメット購入費補助金 Q&A

No	Q	A
1	ヘルメットはなぜ重要なのですか。	自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて約2倍高くなっています。 このようなことから、自転車に乗る人の命を守るためには、ヘルメットの着用は大変重要です。
2	どうすれば補助制度を利用できますか。	事業協力店で購入した場合に補助制度が利用できます。 事業協力店に置いてある申請書に必要事項を記入してください。 申請書の裏面の「自転車ヘルメット販売証明書」欄に、事業協力店の印等もらってください。 そのほか、ヘルメット購入に係る領収書等の原本や、振込先口座が分かる書類の写しを提出してください。 なお、「自転車ヘルメット販売証明書」がなくても、現物、ヘルメット全体及び認証マークが確認できる写真、保証書、台紙など、安全基準を満たしていることが分かるものを提出することでもかまいません。 事業協力店は、ポスター、チラシや市のホームページで確認してください。
3	補助金額は何円ですか。	購入額が、税込み2,000円以上の場合の補助額は2,000円です。 購入額が税込み2,000円未満の場合はその金額となります。 購入額が1,980円だった場合は、1,980円が補助金額となり、支払額はありせん。なお、20円がお釣りとなることはありません。
4	ポイントやクーポン等を使った場合でも補助の対象となりますか。	ポイントやクーポン等を使った場合は、購入額からその額を引いた額が補助金の算出の元となる金額となります。 購入額が税込み3,300円で、ポイントを1,000円分使った場合は、元となる金額が2,300円となるので、補助金は2,000円です。 購入額が税込み3,300円で、ポイントを2,000円分使った場合は、元となる金額が1,300円となるので、補助金は1,300円です。
5	事業協力店でない販売店で買ったヘルメットは補助制度の対象になりますか。	事業協力店で購入したヘルメットが対象です。 事業協力店でない販売店や通信販売（ネット購入）は、対象外です。
6	前年度以前に買ったヘルメットは、さかのぼって補助の対象になりますか。	令和7年4月1日以降に、事業協力店で購入するヘルメットが対象です。前年度以前にさかのぼっての対象とはなりません。
7	1人何個まで買えますか。	補助制度は、1人1回1個までです。 購入日や購入店が違うからといって、複数個買うことはできません。
8	家族の分を購入した場合はどうしたらよいですか。	家族で購入した場合は、1枚の申請書で家族分の申請ができます。 ただし、世帯での申請となりますので、世帯が別の方は、申請を分けてください。

9	家族の人数が多いため、申請書の欄が不足した場合はどうしたらよいですか。	申請書には、4人分の記入欄しかありません。5人以上の場合は、申請書を複数枚使用してください。このとき、「申請者」、「誓約書及び同意事項」、「振込先口座情報」は、1枚目だけの記入で構いませんが、「使用者及びヘルメット」は人数分、「自転車ヘルメット販売証明書」は、すべての申請書に記入してください。
10	親が子どもの分を購入する場合はどうしたらよいですか。子どもを連れて行かなければいけませんか。	子どもを連れていなくてもヘルメットを購入できますが、ヘルメットは、正しく着用しないと安全性が損なわれますので、子ども本人を連れて、サイズ等を確認して購入することをお勧めします。
11	秦野市外に住っていますが、補助制度は使えますか。	秦野市外に住んでいる場合は、補助制度は使えません。 補助制度は、購入時点で、使用者や使用者が子どもの場合はその保護者の両方が秦野市に住所を有している方が対象です。
12	補助対象となるヘルメットの認証マークはどのようなものがありますか。	認証マークは、SG、JCF、CE、GS、CPSCとなります。 なお、「CEはEN1078、EN1080」、「CPSCは1203」が対象となります。 このほかJIS(T8134)などがありますが、詳しくは、お問合せください。
13	法人は対象となりますか。	法人は対象外です。
14	自転車に乗るときに、ヘルメットの着用以外に気を付けることはありますか。	まず、自転車の交通ルールやマナーを守ることが重要です。 次に、県の条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務となっています。 種類は、自転車向け保険、自動車保険や火災保険の特約の個人賠償責任保険、会社等の団体保険、自転車安全整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険などがあります。
15	補助制度を2回以上利用できないのはなぜですか。	自転車に乗る人の命を守るためには、ヘルメットの着用は大変重要です。 そのため、ヘルメットの普及促進を図り、より多くの方に着用していただきたいためです。
16	引っ越したばかりで、住所が秦野市になっていない場合はどうしたらよいですか。	補助制度は、購入時点で、使用者や使用者が子どもの場合はその保護者の両方が秦野市に住所を有している方が対象です。 住所登録等を済ませてから、補助制度を利用してください。
17	保護者以外の人(祖父母等)が子どもにヘルメットを買ってあげたいが、どうしたらよいですか。	申請者は、子どもの保護者となります。 これは、本人や保護者を含めた世帯員が、暴力団関係者でないこと、市税を滞納していないことを確認する必要があります。
18	子どもは中学生なので、自分一人で事業協力店で購入するようにしたいのですが、その場合の申請は、どうしたらよいですか。	申請者は保護者、使用者及びヘルメットの欄は、使用する子どもと購入したヘルメットについて記入してください。 これは、本人や保護者を含めた世帯員が、暴力団関係者でないこと、市税を滞納していないことを確認する必要があります。